

児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金支給要綱

令和5年8月28日

5福祉障施第375号

(目的)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、児童発達支援事業所等利用多子負担軽減給付金（以下「給付金」という。）について、東京都児童発達支援事業所等利用支援事業実施要綱（（令和5年8月17日付5福祉障施第221号）以下「実施要綱」という。）第6条に基づき、給付対象児童の保護者に支給するものとし、その支給に関する手続きを定めることを目的とする。

(給付金支給申請)

第2条 申請者は、実施要綱第5条の給付金の支給を受けようとするときは、以下のいずれかにより、東京都知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

- (1) 東京共同電子申請・届出サービスに必要事項を入力、関係書類を添付して申請する。
- (2) 別記第1号様式による申請書に関係書類を添えて申請する。

(支給の決定等)

第3条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認められた場合は給付金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(支給決定の取消し等)

第4条 都は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給の決定を受けたと認められるときは、給付金の支給の決定を取り消すとともに、その旨、申請者等に通知するものとする。

2 都は、前項の規定により給付金の支給の決定を取り消した申請者に対し、期限を定めて給付金の返還を命ずるものとする。

(給付金の請求)

第5条 都は、給付金を支給する場合、原則として東京都国民健康保険団体連合会から受領した事業所の請求データに基づき、申請者の自己負担額を支払うこととする。この場合、申請者は、事業所へ支払った根拠書類を都に提出することとし、請求書は不要とする。

そのほかの場合、申請者は、請求書及び根拠書類等を添えて都に請求することとする。

(給付金の支給)

第6条 都は、前条による支払根拠書類等の提出があったときは、当該内容を審査し、適当と認めた場合は給付金を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めがない事項は、別途福祉局障害者施策推進部長が定めることができる。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。